

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十六条の六の二第一項及び第三項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百四十九条の十二の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品（令和五年厚生労働省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

令和六年二月十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

第一項の表に次のように加える。

三十九	1D Medusa 150 μ g（販売名がMedusa 150 μ gであるものを含む。）	紙状
四十	HHCPO Pre-Rolled Sativa Joint	細片状

四十一	HHCPO Sativa Herb	細片状
四十二	HHCPO Sativa Vape Cartridge	液体状
四十三	ILLUMINATI	紙状
四十四	Medusa 225 µg (販売名が1D-Medusa 225 µgであるものを含む。)	紙状